

令和 7 年度事業経過報告

一 制度対策本部関係

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第 3 条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度、地図に関する事項及びその他日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の目的を達成するために必要な事項の緊急課題について、迅速な対応を行うに当たり、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、適時適切な活動を行った。

1 土地家屋調査士制度の基盤の拡充と改革の推進を図るための方策の策定と展開

- (1) 令和 3 年の民法等の一部を改正する法律により改正された民法及び不動産登記法並びに同時に制定された相続土地国庫帰属法に関する対応

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記が令和 8 年 4 月 1 日から義務化されたが、これに向けた環境整備や予定している運用上の取扱い等における対応として、国民への影響が特に大きい住所等変更登記の申請義務違反に係る過料に関する規定（不動産登記法第 164 条の改正規定）の施行に伴う不動産登記規則の改正案についての意見募集（以下「パブリックコメント」という。）への意見提出を行った。

- (2) 要請に基づく政府機関等の会議への参画及び土地家屋調査士としての提言

デジタル庁が主催する公的基礎情報データベース整備改善計画の策定を含めたベース・レジストリの整備や利用に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する検討を行うためのベース・レジストリ推進有識者会合（第 2 回（令和 7 年 4 月 25 日）、第 3 回（同年 5 月 26 日）、第 4 回（令和 8 年 2 月 18 日）及び第 5 回（同年 3 月 30 日））に構成員として連合会から出席し、資料を提出の上、土地家屋調査士としての提言を行い、情報収集を行った。

協議テーマは、次のとおり

- ① 公的基礎情報データベース整備改善計画案（法人ベース・レジストリ）について
 - ② 法人ベース・レジストリの整備に向けた制度的な対応及び民間利用について
 - ③ ベース・レジストリにおける地図の取扱いとアドレス・ベース・レジストリにおけるレジストリの範囲について
 - ④ 商業法人・不動産登記データに係る「外字」の取扱いについて
- (3) 土地家屋調査士法の改正に向けた要望の策定及び関連機関・団体との調整等の諸活動並びに政党等への予算・政策要望

日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会との協議会を令和7年8月6日に開催し、両団体からそれぞれ司法書士法の改正事項及び土地家屋調査士法の改正事項について説明を行い、質疑応答を経て改正の理由について相互に理解を深め、同時期に改正されることの実現に向けて両団体が協力して行うことを確認した。

各政党等への予算・政策要望については、次のとおり土地家屋調査士制度推進の議員連盟に対し要望を行った。

① 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（令和7年4月24日）

[要望事項]

ア 法務局地図作成事業（不動産登記法第14条第1項地図）の推進について

イ 地籍調査事業の推進について

ウ 表題部所有者不明土地の解消に向けた施策の推進について

エ 筆界特定手続に関する施策の推進について

オ 土地家屋調査士法等の一部改正について

（ア）図面の作成を土地家屋調査士の業務として規定することについて

イ 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する不動産に関する図面又は電磁的記録の作成（土地家屋調査士法第3条第1項第3号及び第5号に掲げる事務に関するものを除く。）について

ロ 「土地の筆界又は所有権等の範囲を特定するために裁判所に提出する図面の作成」及び「裁判所の作成する文書に土地の筆界又は所有権等の範囲を特定するために添付する図面の作成」について

（イ）不動産の表示に関する登記手続について

（ウ）公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務について

（エ）不動産に関する管理業務について

カ 所有者不明土地・所有者不明建物の発生を防止するための施策について（不動産登記情報の最新化）

キ 表示に関する登記の手続における固定資産課税台帳情報の利用について

ク 狭あい道路解消に係る予算措置について

ケ 土地家屋調査士試験受験会場の増設について

② 立憲民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟総会（令和7年6月5日）

要望事項は、上記①と同じである。

③ 自由民主党 団体総局法務・自治関係団体委員会・法務部会「予算・税制等に関する政策懇談会」（令和7年11月12日）

[要望事項]

予算要望

- 1 法務局地図作成事業（不動産登記法第 14 条第 1 項地図）の推進について
- 2 表題部所有者不明土地の解消に向けた施策の推進について
- 3 筆界特定手続に関する施策の推進について
- 4 地籍調査事業の推進について
- 5 狭あい道路解消に係る予算措置について

政策要望

- 1 土地家屋調査士法等の一部改正について
 - (1) 図面の作成を土地家屋調査士の業務として規定することについて
 - (2) 不動産の表示に関する登記手続について
 - (3) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会の業務について
 - (4) 不動産に関する管理業務について
 - 2 所有者不明土地・所有者不明建物の発生を防止するための施策について（不動産登記情報の最新化）
 - 3 表示に関する登記の手続における固定資産課税台帳情報の利用について
 - 4 土地家屋調査士試験受験会場の増設について
 - ④ 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会（令和 7 年 11 月 20 日）
要望事項は、上記③と同じである。
 - ⑤ 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（令和 7 年 12 月 3 日）
要望事項は、上記③と同じである。
 - ⑥ 国民民主党と無所属議員による土地家屋調査士議員連盟総会（令和 7 年 12 月 4 日）
要望事項は、上記③と同じである。
- (4) 土地家屋調査士試験制度に係る課題の検討
- 土地家屋調査士試験制度の発展と改善を目的として、同制度全般に係る課題の検討と試験委員の環境整備についての検討を行うため、令和 7 年 12 月 15 日に第 1 回土地家屋調査士試験制度対応 PT 会議を開催し、土地家屋調査士試験制度に関する見直しに係る要望事項について協議を行った。
- (5) 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」についての検証
- グランドデザインが策定されて以後、土地家屋調査士を取り巻く社会情勢はいろいろと変化してきたが、その変化に柔軟に対応しつつ毎年の事業方針大綱及び事業計画は、グランドデザイン及び同基本計画に基づいて計画・遂行されてきた。グランドデザインに示された理念の方向性は普遍的であり、今後も土地家屋調査士制度の発展の指針とすることを確認した。

2 土地家屋調査士制度に係る諸施策・社会環境等に関する情報の捕捉と適切な対処

(1) 政府のデジタル政策への対応

デジタル推進対策 PT 会議（全 2 回）を開催し、表示に関する登記、土地家屋調査士業務及び連合会会務におけるデジタル化の推進について、議論を行った。

(2) 民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関するパブリックコメントへの意見提出

法務大臣から、高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、同制度の見直しについて諮問がされ（法制審議会第 199 回会議（令和 6 年 2 月））、その調査審議のため設置された民法部会（成年後見等関係）において取りまとめられ、法務省民事局参事官室において公表された同中間試案について、令和 7 年 8 月 22 日に連合会としての意見を提出した。

(3) 不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に関するパブリックコメントへの意見提出

不動産登記規則第 18 条第 1 号の受付帳の記録事項のうち、「登記の目的」及び「申出の目的」並びに「不動産所在事項」は、登記事務処理において不必要となっていることから、受付帳の様式を見直して業務の適正化と効率化を図るために改正する（令和 8 年 10 月 1 日から施行）省令案の概要について、令和 7 年 8 月 7 日に連合会としての意見を提出した。

(4) 法務省・国土交通省主催の「令和 7 年度改正マンション関係法に関する説明会」への出席

マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通した管理・再生の円滑化等を図るための「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月 23 日に成立し、同月 30 日に公布されたことから、同法律の背景及び概要についての説明会が令和 7 年 7 月 8 日に開催され、当該説明会に出席し情報収集を行った。

(5) 不動産登記規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出

民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号。以下「一部改正法」という。）により、所有者不明土地の発生を防止するため、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「不登法」という。）及び関係法律の一部が改正されたことから、一部改正法（令和 8 年 4 月 1 日施行分）の施行に伴い、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。）について、所要の改正を行うとするものであり、令和 7 年 9 月 30 日に賛同する旨の意見を提出した。

(6) 森林経営管理法による不動産登記に関する政令案に関するパブリックコメントへの意見提出

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 48 号。以下「改正

法」という。)により、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の一部改正などが行われ、改正法による改正後の森林経営管理法第 54 条において、同法第 52 条第 1 項の規定による公告があった権利集積配分一括計画に係る土地の登記について、政令で、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の特例を定めることができることとされたことから、これに伴う同法の特例を定めるために、同政令案のとおり制定することについて、令和 7 年 11 月 14 日に賛同する旨の意見を提出した。

- (7) 森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 48 号）による改正後の森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 47 条において、筆界特定の申請に係る不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の特例が定められたことから、同条の規定に基づき筆界特定の申請をする場合における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例について定めるため、同省令案のとおり新たに制定することについて、令和 7 年 12 月 3 日に賛同する旨の意見を提出した。

- (8) 不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出

民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）により、所有者不明土地の発生を防止するため、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。）及び関係法律の一部が改正され、改正法（令和 8 年 2 月 2 日施行分）において、相続登記の義務化の実効性を確保するものとして創設された所有不動産記録証明書の交付の請求の手續等を定めるため、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。）等について所要の改正を行うことについて、令和 7 年 12 月 19 日に賛同する旨の意見を提出した。

- (9) 「不動産登記法第 119 条の 2 第 3 項に規定する法務大臣の指定する登記所を定める件（案）」に関するパブリックコメントへの意見提出

民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）により、所有者不明土地の発生を防止するため、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「不登法」という。）が改正され、改正法（令和 8 年 2 月 2 日施行分）において、相続登記の義務化の実効性を確保するものとして創設された所有不動産記録証明書の交付の請求について規定する不登法第 119 条の 2 第 3 項に基づき、所有不動産記録証明書の請求をすることができる「法務大臣の指定する登記所」について定めるものであり、官報に告示する方法により周知することについて、令和 7 年 12 月 19 日に賛同する旨の意見を提出した。

- (10) マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントへの意見提出

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する

法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 5 月 23 日に成立し、同月 30 日に公布された。改正法は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正により、同法の題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改めるとともに、既存のマンション建替事業に加えて、マンション更新事業、マンション再建事業及びマンション一括建替等事業を新設し、これらの事業をまとめて「マンション再生事業」と総称し、既存のマンション敷地売却事業に加えて、マンション除却敷地売却事業及び敷地売却事業を新設し、これらの事業をまとめて「マンション等売却事業」と総称し、「マンション除却事業」を新設している。

そして、改正法は、これらの各事業の対象となる土地建物に関する権利の変換等について定めるとともに、必要となる登記の手續を定めた上で、その登記手續については政令で不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の特例を定めることができることとしており、本政令案は、この委任に基づき、マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正するものとされていることについて、令和 8 年 1 月 16 日に賛同する旨の意見を提出した。

(11) 不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出

令和 7 年 5 月 23 日に成立した「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 47 号）による改正後の「マンションの再生等の円滑化に関する法律」（平成 14 年法律第 78 号）第 163 条の 49 において、政令で、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の特例を定めることができるとされ、また、令和 7 年 5 月 30 日に成立した「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 48 号）による改正後の「森林経営管理法」（平成 30 年法律第 65 号）第 54 条において、政令で、不動産登記法の特例を定めることができることとされた。

標記省令案は、上記の不動産登記法の特例として、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令」（令和 8 年政令第 号）による改正後の「マンションの再生等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令」（平成 14 年政令第 379 号）第 20 条及び「森林経営管理法による不動産登記に関する政令」（令和 7 年政令第 415 号）第 7 条の規定に基づき、登記の事務に関し必要な事項を定めるため、不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成 17 年法務省令第 22 号）を改正することについて、令和 8 年 2 月 13 日に賛同する旨の意見を提出した。

(12) 不動産登記規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出

民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）により、所有者不明土地の発生を防止するため、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の一部が

改正されたが、本省令案は、改正法（令和 8 年 4 月 1 日施行分）の施行に伴い、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）について、所要の改正（所有権の登記名義人についての符号の表示関係及び職権による住所等変更登記関係）を行うものとされることについて、令和 8 年 3 月 4 日に賛同する旨の意見を提出した。

3 学識者との共同活動

日本・韓国・台湾による国際地籍学会及び第 12 回国際地籍シンポジウムは、令和 8 年度に韓国において開催することが既に決定しているが、開催日は調整中であり、まずは日本・韓国・台湾によるオンラインでの事前準備の検討会議を開催するよう要望しているところである。

また、法政大学大学院における土地家屋調査士に対するリカレント教育（必要に応じて就労と学習を交互に繰り返すこと）について、伊藤法政大学法学部教授と打合せを行った。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

① 会則及び諸規則の改正等

ア 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正

職務上請求書の使用に係る会員指導における実務上の運用を明確化することを目的として、第 1 回理事会において土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正を行い、各土地家屋調査士会に通知した（令和 7 年 5 月 26 日付け日調連発第 47 号）。

イ 土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則及び土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則の一部改正

土地家屋調査士研修実施要領の一部改正に伴う土地家屋調査士 CPD の形態の改正並びに研修管理システム（manaable）の導入による土地家屋調査士 CPD 履歴証明申請書及び土地家屋調査士 CPD 履歴証明書の整理を目的として、第 1 回理事会において土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則及び土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則の一部改正を行い、各土地家屋調査士会に通知した（令和 7 年 5 月 16 日付け日調連発第 39 号）。

なお、施行期日は、令和 7 年 5 月 9 日とした。

ウ 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正並びに土地家屋調査士職務倫理規程の制定並びに土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止

土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程は、策定された経緯は異なるが類似の規定が多いことから、両規程の統合を目的として、第 82 回定時総会における承認をもって日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正並びに土地家屋調査士職務倫理規程の制定並びに土地家屋調査士倫理規程及び土地家屋調査士職務規程の廃止を行い、各土地家屋調査士会に通知した（令和 7 年 8 月 28 日付け日調連発第 136 号及び同第 137 号）。

なお、施行期日は、令和 7 年 8 月 22 日とした。

エ 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

一般会計における収支の改善を図り、安定した収入基盤を構築することを目的として、第 82 回定時総会における承認をもって同会則の別紙（第 72 条関係）を改正した。

なお、施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日とした（各土地家屋調査士会への通知は、施行期日までに行うことを予定している。）。

オ 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正

令和 6 年に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されたことに伴い、日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則改正をする必要があることから、第 3 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の一部改正を行い、各土地家屋調査士会に通知した（令和 7 年 9 月 22 日付け日調連発第 167 号）。

なお、施行期日は、令和 7 年 9 月 4 日（ただし、一部は同年 10 月 1 日）とした。

カ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部訂正について

令和 7 年 3 月 13 日付け日調連発第 354 号をもって通知した日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）について、本来であれば同年 1 月 23 日付け日調連発第 317 号をもって通知した同規則（令和 7 年 4 月 1 日施行）を基に一部改正を行わなければならなかったところ、令和 6 年 4 月 1 日施行の同規則に基づき改正が行われていることが判明したため、第 4 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部訂正を行い、各土地家屋調査士会に通知した（令和 7 年 12 月 18 日付け日調連発第 271 号）。

なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とした。

キ 土地家屋調査士職務倫理規程の解説の作成について

土地家屋調査士職務倫理規程の解説を作成し、各土地家屋調査士会に通知した（令和 8 年 3 月 4 日付け日調連発第 362 号及び同月 25 日付け日調連発第 378 号）。

ク 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正及び土地家屋調査士会会則モデル逐条解説の改訂

規定化することが適切と考えられる条文の追加や実態に合わせるための修正等を目的として、土地家屋調査士会会則モデルの一部改正を行い、併せて当該一部改正に則した土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集(平成 16 年 3 月 31 日付け日調連発第 473 号をもって各土地家屋調査士会に送付)の改訂版を作成し、各土地家屋調査士会に通知した(令和 8 年 3 月 9 日付け日調連発第 366 号)。

ケ 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則運用細則の一部改正について

給付額の基準として定められている被害の程度が罹災証明書に記載されている被害の程度と一致していないことから、これを一致させることを目的として、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則運用細則の一部改正を行い、各土地家屋調査士会に通知した(令和 8 年 3 月 9 日付け日調連発第 367 号)。

なお、施行期日は、令和 8 年 2 月 26 日とした。

コ 土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正について

土地家屋調査士年次研修実施要領第 15 条において、年次研修を受講し一定の基準を満たした会員に対し、その証として履修証明書を紙面で交付しなければならないと規定されていたが、一部の土地家屋調査士会から、電子データ等で同履修証明書を発行したいとの要望があったことから、これに対応するため、第 5 回理事会において土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正を行い、各土地家屋調査士会に通知した(令和 8 年 3 月 9 日付け日調連発第 367 号)。

なお、施行期日は、令和 8 年 2 月 26 日とした。

サ 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正について

事務局職員の待遇改善及び職能給表における 1 級 2 号俸の基本月額が東京都最低賃金が引き上げられる度に最低賃金を下回る可能性が生じることへの対応及び事務局における業務の質の向上を図るために職員の待遇改善を行うものとして、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正を行い、各土地家屋調査士会に通知した(令和 8 年 3 月 9 日付け日調連発第 367 号)。

なお、施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とした。

② 会則及び諸規則等の改正等の検討

ア 土地家屋調査士法人の在り方について

日調連関係規則等整備 PT において、土地家屋調査士法人の在り方及び使用人土地家屋調査士について検討した。

③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの事前内議及び法務省からの意見照会に対応した。

なお、土地家屋調査士会が会則変更を行う際、連合会にあらかじめ内議を行わない状況で認可申請をする場合があり、法務省から連合会への当該会則変更の意見照会で苦慮する事案が発生していることから、必ず事前内議を行われるよう留意願いたい。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応している。

※ 令和 7 年度における照会数は、74 件（令和 8 年 3 月 31 日現在）

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和 8 年 3 月追加・修正）」の作成

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例を追加し、また、現行の規定等と齟齬がある事例について修正し、各土地家屋調査士会に送付した（令和 8 年 3 月 25 日付け日調連発第 379 号）。

③ 損害賠償請求に備えた専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険への加入

会員への業務指導・連絡等を始めとする会務を起因として、土地家屋調査士会や当該会の役員が直接損害賠償責任を問われた場合を始め、土地家屋調査士会の施設や業務に起因する様々な損害賠償のリスクに備えるための専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険について、令和 8 年度以降の継続の加入について検討し、継続して加入することとした。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、令和 6 年度の調査結果については、各土地家屋調査士会に通知した（令和 7 年 7 月 4 日付け日調連発第 87 号）。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会の組織及び会務運営の態勢等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局の組織についての見直し並びに業務執行の効率化を検討した。

(1) 例規管理業務支援ソフトの導入

業務執行の効率化の一環として、規則等のデータベース化に向けた例規管理業務支援ソフトを導入することとし、本稼働に向けた初期設定を行った。

(2) 役職員研修

役職員を対象とした研修として、令和 6 年度に研修部が作成した e ラーニングコンテンツ「土地家屋調査士としてのハラスメントに対する理解」を全員が受講し、ハラスメント相談員となっている役員については、相談員としての研修（伝達を含む。）も行った。

また、事務局全体の文書作成能力の向上を目的として、全職員に公文書の書き方に関する参考図書を貸与した。

なお、管理職及び主任には、管理職として求められる能力の習得を目的とした研修を実施した。

(3) カスタマーハラスメントへの対応

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（いわゆるカスハラ対策法）が令和 7 年 6 月 11 日付けで公布されたことを受け、連合会におけるカスタマーハラスメントへの対応を進めており、日本土地家屋調査士会連合会カスタマーハラスメントに対する基本方針を制定し、各土地家屋調査士会に通知した（令和 8 年 3 月 9 日付け日調連発第 368 号）。

また、電話によるカスタマーハラスメントへの対策として、連合会の代表電話番号に番号非通知で着信した電話の着信拒否設定を導入した。

3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項

(1) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録件数並びに各種証明書の交付件数

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

① 土地家屋調査士

登録 418 件、会変更 50 件、ADR 認定土地家屋調査士の登録 100 件、使用人土地家屋調査士の登録 115 件、登録事項の変更 837 件及び登録の取消し 529 件

② 土地家屋調査士法人

成立 57 件、会変更 1 件、従たる事務所の設置 27 件、登録事項の変更 146 件、使用人土地家屋調査士 127 件、解散 5 件、合併 0 件、清算終了 3 件

③ 各種証明書

土地家屋調査士登録証明書の交付 556 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書 34 件及び土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書 170 件

(2) 登録審査会

令和 7 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者 44 名に対し、令和 7 年 9 月 5 日付けで土地家屋調査士の登録を取り消す旨及びそれについての聴聞を行う旨を通知し、このうち業務廃止等の手続を執った者 23 名を除く 21 名について、登録審査会に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和 7 年 12

月 18 日付けをもってその登録を取り消した。

(3) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に係るシステムの再構築

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に係るシステムの再構築については、株式会社アイロベックスと週に一度、電子会議で打合せを行っており、要件定義及び基本設計の工程を完了した。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適正な審査を行い、速やかに同電子証明書を発行し、同電子証明書の失効が必要な会員についても、適正かつ速やかな手続に努めた。

また、現在、土地家屋調査士会員に発行している土地家屋調査士電子証明書については、「電子署名及び認証業務に関する法律」に定める認定認証事業者であるセコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコム」という。）に同電子証明書の発行作業等（認証局業務）を委託し、同社が連合会に登録局業務の一部（同電子証明書の発行等に関する書類の送受信及び保管並びに当該書類の審査）を委託している。

連合会に委託された、登録局業務の一部である書類の審査等を行うに当たっては、同社の定める認証運用規定に基づき、個人情報を含んだ発行及び失効に係る書類の保管（15 年間）並びに審査を行う部屋や書庫を用意し、審査を行うための必要最低人員を満たした上で作業を行っている。さらに、事務量に関わらず一定数の職員が常駐しなければならない、5 年に一度、土地家屋調査士会員の約 7 割が同電子証明書の更新時期を迎えることから、臨時職員の採用及びヘルプデスクの設置等、多くの費用を掛けて長期間の対応を行わなければならない状況である。

そこで、次回の大量発行（2029 年度）までに費用対効果を検討し、セコムに委託している土地家屋調査士電子証明書に関する発行等の業務と連合会が委託を受けている同電子証明書に関する書類の保管及び審査業務を併せて、認定認証事業者へ委託することについて検討を行っている。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

有効電子証明書所有者 11,299 人

（会員数 15,224 人（令和 8 年 4 月 1 日現在））

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載を行った。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）の書庫及び賃借している貸事務所に保管されている文書及び物品等を整理し、当該貸事務所については、令和8年3月末で解約した。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和7年度の予算が計画的に執行されるよう過去数年の予算執行率の傾向を把握した上で予算執行の適正管理を行った。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和7年度版のシミュレーション資料を作成した。当該シミュレーション資料は、令和8年度予算（案）の作成に活用した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

① 写真コンクール

ア 第40回（令和7年度の大会）

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和7年3月14日付け日調連発第355号、会報3月号（No.818）及び連合会ウェブサイト（会員の広場）等において作品募集を行ったところ、184名から計279点（調査士ノ目線部門：45点、自由部門：234点）の応募があった。

審査結果は、各土地家屋調査士会に通知し（同年6月19日付け日調連発第69号）、会報8月号（No.823）、連合会ウェブサイト（会員の広場）及びEメールマンスリー7月号において公表した。

イ 第41回（令和8年度の大会）

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和8年2月2日付け日調連発第328号、会報2月号（No.829）及び連合会ウェブサイト（会員の広場）等において作品募集要項をお知らせした。

② 親睦ゴルフ大会

ア 第38回大会（令和7年度の大会）

鹿児島県土地家屋調査士会及び九州ブロック協議会の協力により、令和7年10月27日にいぶすきゴルフクラブにおいて開催し、138名が参加した。なお、前夜祭は、同月26日に鹿児島砂むし温泉指宿白水館で開催した。

イ 第39回大会（令和8年度の大会）

千葉県土地家屋調査士会及び関東ブロック協議会の協力により第39回大会を次のとおり開催する予定である旨各土地家屋調査士会へお知らせした（令和8年1月23日付け日調連発第321号）。

- 令和8年10月25日（日） 前夜祭 京成ホテルミラマーレ
- 令和8年10月26日（月） ゴルフ大会 袖ヶ浦カンツリークラブ
新袖コース

ウ 令和9年度以降の大会

第40回大会（令和9年度の大会）は、北海道ブロック協議会に協力をお願いした。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営

賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険について、会報及びEメールマンスリー等により加入の促進を図った。

(3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て、全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら、新入会員及び国民年金基金への未加入会員に対し加入の促進を図った。

3 大規模災害対策に関する検討

大規模災害等における被災会員からの被害状況報告があった際は、その都度、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則等に基づき、災害義援金の給付等を行った。

なお、次の災害の被災会員に対して、大規模災害対策基金から義援金を給付した。

- ① 令和7年9月11日の大雨（3名）
- ② 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨（9名）
- ③ 令和7年台風第15号（1名）
- ④ 令和7年台風第22号及び第23号（2名）
- ⑤ 令和7年9月12日からの大雨（2名）

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する事項

(1) 土地家屋調査士職務倫理規程に関する指導及び連絡

土地家屋調査士業務等に関する各土地家屋調査士会等からの照会について、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、総務部と連携して土地家屋調査士職務倫理規程の解説の作成に取り組んだ。

(2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する指導及び連絡

土地家屋調査士業務等に関する各土地家屋調査士会等からの照会について、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、土地家屋調査士職務倫理規程の制定に伴い土地家屋調査士業務取扱要領を一部改訂し、各土地家屋調査士会へ通知した（令和 8 年 3 月 30 日付け日調連発第 383 号）。

さらに、令和 8 年 6 月をもって土地家屋調査士業務取扱要領の運用開始から 5 年が経過することから、見直しの必要性について検討した。

(3) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する指導及び連絡

令和 7 年 4 月 1 日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定を踏まえ、不動産調査報告書ソフトにおいて測地成果が表示されるよう改修（ver2.7）し、各土地家屋調査士会へ通知した（令和 8 年 1 月 19 日付け日調連発第 310 号）。

(4) 新技術の業務への利活用の検討

民間等電子基準点、地積測量図 XML や法務省地図 XML の現状を念頭に置いた土地家屋調査士業務への利活用やその課題等について検討した。特に土地区画整理事業等により作成された任意座標の法 14 条 4 項地図について、世界測地系への変換及び検証を行い、GIS 等で活用可能な修正済み地図 XML として整備する新たな業務の可能性について検討した。

(5) 業務関連文書のデータベース化

土地家屋調査士が業務上で使用する通知及び通達等についてのデータベース化について検討した。

(6) 事件簿、年計表及び取扱事件年計報告書総合計表について

令和 6 年 11 月 1 日付け日調連発第 236 号をもって各土地家屋調査士会へ令和 7 年 3 月末日までの提出をお願いした令和 6 年分の取扱事件年計報告書総合計表の取りまとめを行った。

なお、令和 7 年分の取扱事件年計報告書総合計表については、令和 6 年分と同様に取り扱うこととし、各土地家屋調査士会へ令和 8 年 3 月 31 日までの提出をお願いした（令和 7 年 11 月 10 日付け日調連発第 216 号）。

また、令和 7 年 3 月 26 日付け日調連発第 369 号をもって各土地家屋調査士会へ意見募集を行った事件簿及び年計報告書の様式の一部改正については、提出された意見も参考に一部改正について検討した。

- (7) 令和 7 年 4 月 1 日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について

令和 7 年 4 月 1 日以降に行った測量結果を用いた地積測量図及び不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の作成等における留意点について、各土地家屋調査士会へ通知するとともに、管轄の法務局又は地方法務局との十分な打合せについてお願いした（同年 5 月 7 日付け日調連発第 17 号）。

その後、地積測量図に記載する測地成果について、法務省民事局民事第二課（以下「民事第二課」という。）との打合せにより同留意点を変更することとなったことから、改めて各土地家屋調査士会へ通知した（同年 12 月 11 日付け日調連発第 262 号）。

- (8) 建築確認等手続の電子化について

令和 7 年 4 月 1 日から建築確認済証や検査済証等への押印が不要となったが、土地家屋調査士が所有権に関する調査を行う際には、建物の所有権の帰属について実質的な確認を行う必要があることから、実務上の取扱いについて民事第二課と打合せを行った。

- (9) 宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面の記載内容について

宅地建物取引士 4 団体が使用する宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面の記載内容について、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会及び一般社団法人不動産流通経営協会と協議した。その結果、筆界確認図の社会的浸透を図るための外部及び内部に対する広報活動を推進することとし、第 2 回全国会長会議において説明した。

2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導

所有者不明土地を隣接地とする土地における分筆の登記等を可能とするための筆界特定手続（筆特活用スキーム）を改めて精査し、方向性について検討した。

3 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点に関する指導、連絡及び検討

土地家屋調査士会から認定申請される書類を点検し、申請者からの照会等に対応しており、令和 7 年度の認定状況等は、次のとおりである。

また、国家座標による地積測量図の作成を原則としていることから、都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について、各土地家屋調査士会へお願いした（令和 7 年 5 月 15 日付け日調連発第 33 号）。

さらに、登記基準点の測量に関する計画者及び作業機関や令和 7 年 4 月 1 日における国

土地院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果が改定されていない既知点を使用した認定申請における留意点について、各土地家屋調査士会へお知らせするとともに（同年 11 月 13 日付け日調連発第 226 号）、近傍に「測地成果 2024」の既知点が存在しない等の事情による「測地成果 2011」に基づく認定登記基準点の認定申請について、各土地家屋調査士会へ通知した（令和 8 年 2 月 17 日付け日調連発第 346 号）。

おって、公共測量作業規程の準則の令和 7 年 3 月 31 日の一部改正に伴う登記基準点認定規程及び同規程付録標準様式並びに登記基準点測量作業規程運用基準及び同基準別表を一部改正し、各土地家屋調査士会へ通知した（令和 8 年 3 月 30 日付け日調連発第 384 号）。

① 認定された登記基準点（令和 7 年度 ※令和 8 年 3 月 31 日現在）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
香川	香川県三豊市高瀬町下麻地区	2 級	3 点	2025/4/10	認定
		4 級	19 点		
岩手	岩手県奥州市江刺梁川地内他 10 地区	1 級	11 点	2025/4/14	認定
香川	香川県さぬき市長尾東地区	2 級	3 点	2025/4/16	認定
		4 級	18 点		
香川	香川県高松市香川町川内原地区	2 級	2 点	2025/5/8	認定
		4 級	16 点		
愛知	愛知県一宮市萩原地内	3 級	9 点	2025/5/14	認定
岩手	岩手県奥州市地内	1 級	4 点	2025/9/24	認定
岐阜	岐阜県岐阜市大学北、大学西地区	4 級	14 点	2025/11/5	認定
岐阜	各務原市那加長塚町地内	4 級	5 点	2025/11/5	認定
岐阜	各務原市那加前洞新町地内	4 級	13 点	2025/11/5	認定
岐阜	各務原市蘇原東島町地内	4 級	11 点	2025/11/5	認定
岐阜	岐阜市中 2 丁目ほか 2 地内	3 級	6 点	2025/12/19	認定
岐阜	大垣市丸の内二丁目地内	4 級	8 点	2026/1/16	認定
岐阜	岐阜県安八郡安八町中地内	2 級	4 点	2026/2/25	認定
		4 級	54 点		
和歌山	和歌山県西牟婁郡白浜町白浜地区	4 級	102 点	2026/3/26	認定
岐阜	岐阜市柳津町上佐波西地内、岐阜市柳津町高桑東地内	2 級	2 点	2026/3/26	認定
		4 級	69 点		

認定：15 地区 1 級 15 点、2 級 14 点、3 級 15 点、4 級 329 点 合計 373 点

② 現在までの認定登記基準点数（平成 20 年から令和 8 年 3 月 31 日まで）

認定：380 地区 1 級 1,882 点、2 級 698 点、3 級 1,435 点、4 級 3,094 点 合計 7,109 点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム（<http://160.16.140.103/v3map>）の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い随時更新を行った。

なお、同システムにおいてジオイド・モデルが表示されるよう改修を行った。

また、各土地家屋調査士会から報告される街区基準点の包括使用承認契約の公開情報の管理を行った。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

GNSS 観測であるネットワーク型 RTK 法による直接観測法（VRS 方式）による 4 級登記基準点測量の公開について、各土地家屋調査士会にお知らせした（令和 7 年 5 月 23 日付け日調連発第 41 号）。

また、登記基準点測量路線の考え方、測地成果 2024 の概要と活用及びネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量の研修コンテンツを収録した。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省等の関係機関と随時協議した。

4 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施

令和 7 年度の土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査については、令和 7 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間で実施し、回収数 2,588 件、回収率 16.37%であった。報告書（PDF ファイル）については、委託業者において取りまとめた集計結果（令和 7 年度土地家屋調査士事務所形態・報酬実態調査報告書）を各土地家屋調査士会にお知らせした（令和 8 年 3 月 30 日付け日調連発第 385 号）。

なお、報酬に関する調査設問ごとの分布図等を連合会ウェブサイトに掲載する作業については、同年 6 月上旬を目途に完了する予定である。

5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の利用者拡大のため、ゼンリンと協議の上作成したチラシ・パンフレット等の頒布及び土地家屋調査士会等を対象とした説明会による周知活動を行っており、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に設置されている掲示板に寄せられた意見及び要望を同社と共有の上、同社が作成した回答案を確認した後、順次連合会から回答を行った。

また、廃業等をした土地家屋調査士が登録した情報の取扱い及び承継の在り方並びに土地家屋調査士会に対して「調査士カルテ Map」を無料で利用できる ID を配布する取扱いについて、同社との間で締結する「調査士カルテ Map の利用に関する合意書」及び「調査士カルテ Map 利用約款」の内容について検討した。

6 オンライン登記申請への対応

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いにおいての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムにおけるプログラムの改修及び利便性の向上に向けて、法務省民事局と協議した。

また、登記・供託オンライン申請システムの障害が発生する都度、法務省民事局へ確認の上、各土地家屋調査士会へ通知することとしており、申請用総合ソフトのバージョンアップ等についても内容を確認の上適宜通知した。

なお、令和 6 年 4 月 9 日付け日調連発第 16 号をもってお知らせした調査士報告方式における専用様式（モデル）を一部修正したため、各土地家屋調査士会にお知らせした（令和 7 年 9 月 9 日付け日調連発第 150 号）。

さらに、登記情報システム等に障害が発生した場合における不動産登記及び商業・法人登記の受付事務の取扱いについて、各土地家屋調査士会にお知らせした（令和 7 年 11 月 28 日付け日調連発第 249 号）。

7 業務マニュアル等の検討

既存の業務マニュアルについては修正を要する箇所の有無を確認し、新たな業務マニュアルについては必要に応じて検討した。

また、土地家屋調査士報酬額算定参考資料の修正を各土地家屋調査士会に通知し（令和 7 年 8 月 27 日付け日調連発第 131 号）、同参考資料に基づく計算ソフト（Excel）の修正版とともに当連合会ウェブサイトの「会員の広場」に掲載した。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習の運用

① 土地家屋調査士専門職能継続学習（以下「CPD」という。）の運用管理

令和 6 年 10 月 22 日から研修管理システム（manaable）（以下「manaable」という。）の運用を開始し、各土地家屋調査士会において円滑に運用できるよう努めるとともに、CPD ポイントの付与及び公開等の適切な管理に努めた。

また、会員の CPD 取得情報を CSV ファイルで出力する改修作業を進めた。

② 土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（CPD 評価検討委員会）の開催

令和 8 年 3 月 18 日に有識者を交えた同委員会を開催し、土地家屋調査士 CPD 制度に係る規則等の改正及び CPD ポイントの公開等について協議を行った。

③ 測量系 CPD 協議会連絡会への出席

測量系 CPD に関する情報交換を行うため、測量系 CPD 協議会連絡会（令和 7 年 9 月 12 日）へ出席した。

(2) 義務研修の実施・検討

① 新人研修

ア 令和7年度土地家屋調査士新人研修の実施

令和7年度土地家屋調査士新人研修を東京と大阪の2会場で実施した。

なお、第1回（東京会場）及び第2回（大阪会場）の受講修了者数等は、次のとおりである。

(ア) 東京会場

講義の一部は、eラーニングによる事前視聴（令和7年8月10日から同年9月10日まで）を実施し、次のとおり集合研修を実施した。

開催日：令和7年9月21日（日）、22日（月）

場所：東京ドームホテル

受講者：261名

修了者：249名

未修了者：12名（うちeラーニング未修了者10名、会場欠席者2名）

視察者：12名

(イ) 大阪会場

講義の一部は、eラーニングによる事前視聴（令和8年1月14日から同年2月13日まで）を実施し、次のとおり集合研修を実施した。

開催日：令和8年2月22日（日）、23日（月）

場所：新大阪ワシントンホテルプラザ

受講者：165名

修了者：162名

未修了者：3名（うちeラーニング未修了者1名、会場欠席者2名）

視察者：25名

イ 令和8年度の土地家屋調査士新人研修の検討

令和8年度の土地家屋調査士新人研修については、eラーニング研修（中央研修）と集合研修（ブロック研修）の2部に分けて開催することとし、次のとおり各土地家屋調査士会に通知した（令和8年3月10日付け日調連発第371号）。

なお、集合研修（ブロック研修）については、各ブロック協議会の実施期間等を確認し、7月下旬に開催予定であるブロック協議会運営担当者向け説明会の準備を進めている。

(ア) eラーニング研修(中央研修)

実施機関：連合会

内容：基礎知識（倫理、関連法令等）の習得

実施方法：manaableによる講義映像の視聴

実施期間：令和 8 年 11 月 16 日(月) 午前 0 時から

令和 8 年 12 月 15 日(火) 午後 11 時 59 分まで

(イ) 集合研修（ブロック研修）

実施機関：ブロック協議会

内 容：地域の慣習や事務所経営等の実践的応用力の習得

実施方法：指定会場での講義、グループ討論・発表等

運 営：日程・会場の選定、受講者負担金の決定及び受講管理等

実施期間：① 関東ブロック協議会（茨城）

令和 9 年 2 月 7 日(日)から同年 2 月 9 日(火)まで

② 近畿ブロック協議会（大阪）

令和 9 年 2 月 27 日(土)から同年 2 月 28 日(日)まで

③ 中部ブロック協議会（愛知）

令和 9 年 1 月 30 日(土)から同年 1 月 31 日(日)まで

④ 中国ブロック協議会（広島）

令和 9 年 2 月 12 日(金)から同年 2 月 13 日(土)まで

⑤ 九州ブロック協議会（福岡）

令和 9 年 2 月 7 日(日)から同年 2 月 8 日(月)まで

⑥ 東北ブロック協議会（福島）

令和 9 年 2 月 14 日(日)から同年 2 月 15 日(月)まで

⑦ 北海道ブロック協議会（札幌）

令和 9 年 3 月 5 日(金)から同年 3 月 7 日(日)まで

⑧ 四国ブロック協議会（香川）

令和 9 年 2 月 19 日(金)から同年 2 月 20 日(土)まで

② 年次研修

ア 第 1 期土地家屋調査士年次研修

第 1 期土地家屋調査士年次研修（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の実施における土地家屋調査士会からの問合せ及び年次研修実施要領第 5 条第 2 項の規定に基づく申請等の対応を行った。

なお、令和 7 年度の運営に係る費用について、各土地家屋調査士会へ連絡した（令和 7 年 9 月 8 日付け日調連発第 147 号）。

また、第 1 期土地家屋調査士年次研修が令和 7 年度に終了することから、受講状況等の取りまとめを行った。

イ 第 2 期土地家屋調査士年次研修

第 2 期土地家屋調査士年次研修の実施に向け、カリキュラム及び実施までのスケ

ジュール等の検討を行い、第 2 期土地家屋調査士年次研修実施計画等を作成し、各土地家屋調査士会に通知した（令和 8 年 3 月 10 日付け日調連発第 370 号）。

(3) e ラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

e ラーニングの更なる充実を図るため、東京法経学院と令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間ににおけるコンテンツ制作委託の契約を締結し、次のコンテンツを manaable において公開した。

土地家屋調査士に必要な「区分所有法」（前編・後編）

② 連合会が企画するコンテンツ制作

土地家屋調査士に必要なかつ有用な情報に関するコンテンツ制作を企画・検討し、次のコンテンツを manaable において公開した。

ア 令和 7 年度ウェブ研修会（「筆界認定に関する表示登記の運用の見直しと現場での運用」（具体的事例解説））（講師：田中博幸局長（山口地方法務局長・元法務省民事局民事第二課地図企画官））

イ 民事訴訟法の中級編（前編・後編）（講師：安達栄司教授）

(4) 研修体系及び研修の充実の検討

① ウェブ研修会(令和 7 年度)の実施

令和 7 年度においては、次のウェブ研修会（manaable を利用したライブ配信）を開催した。

日 時：令和 7 年 11 月 21 日(金) 午後 1 時 30 分から同 5 時まで

配信会場：日本土地家屋調査士会連合会会議室

講 義：筆界認定に関する表示登記の運用の見直しと現場での運用（具体的事例解説）

講 師：田中博幸氏（山口地方法務局長・元法務省民事局民事第二課地図企画官）

視聴方法：manaable を利用したライブ配信方式とし、配信会場（日本土地家屋調査士会連合会会議室）から土地家屋調査士会員の事務所及び各地の会場に配信した。

出席者数：ライブ配信 1,411 名、会場 270 名

なお、当日の動画について、e ラーニングとして manaable に令和 8 年 2 月 27 日に公開した。

② ウェブ研修会(令和 8 年度)の検討

令和 8 年度においては、次の 2 つのウェブ研修会を実施することとして準備を進めた。

ア 開催日時：令和 8 年 10 月 9 日(金) 午後 1 時 30 分から同 5 時まで

講 師：青木 和人氏（福井県立大学 地域経済研究所教授）

講義内容：登記所備付地図データ（地図 XML）の業務への活用法と G 空間社会の未来

そ の 他：有料研修として、受講者から 2,000 円（税込）の参加費を徴収する予定。

イ 開催日時：令和 8 年 11 月 13 日（金） 午後 1 時 30 分から同 5 時まで

講 師：角間 隆夫 氏（富山地方法務局高岡支局長）

講義内容：目で見える筆界の調査・認定事例

(5) 研修情報の公開の活用・推進

① 研修情報の公開について

会員等が所属する土地家屋調査士会等の研修を閲覧することができるよう manaable において研修情報を公開した。

② 研修ポータルサイトについて

研修に関する情報をまとめたウェブサイトを構築することとしており、連合会のウェブサイトに公開する準備を進めた。

(6) 研修部が管理するシステムの運用・整備

manaable の利便性や更なる活用に向けて、システムの改修について検討を行った。

なお、研修管理システム manaable の利用登録者数は、8,226 人（令和 8 年 4 月 17 日現在）である。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 土地家屋調査士特別研修の受講促進チラシの作成

受講促進のためのチラシを作成し、令和 8 年 1 月 8 日に次のとおり配布した。

なお、電子データについては、連合会ウェブサイトへ公開した。

① 各土地家屋調査士会（紙媒体・電子データ）

② 土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8 法務局）（紙媒体（特別研修申込用紙等の資料一式を含む。））

(2) 特別研修の過去問題集の配布について

土地家屋調査士特別研修の受講促進を目的に、土地家屋調査士会に過去問題集を配布した（令和 8 年 2 月 26 日付け日調連発第 327 号）。

(3) 土地家屋調査士特別研修の受講者拡大に向けた取組について

土地家屋調査士特別研修の受講者拡大に向けて、ADR 認定土地家屋調査士の受講者の促進につながる PR 動画の作成について検討を行った。

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

民間紛争解決手続代理関係業務を行うに当たり、必要となる知識を深めるための研修について、既存のコンテンツを活用した研修方法の啓発を行った。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた情報の発信

① 外部広報

ア ウェブコンテンツの作成

令和 7 年度は、令和 6 年度に引き続き YouTube 動画を制作した。

なお、令和 6 年度に制作した動画は、令和 7 年 12 月までに連合会公式 YouTube チャンネルで順次公開した。また、令和 7 年度に制作した動画は、令和 8 年 1 月から順次公開している。

イ 公式 SNS の運用

公式 SNS (Facebook、Instagram、X、YouTube) は、外部委託を行わず、広報部で運用を行っており、必要に応じて情報を発信した。

なお、公式 SNS の現在の登録状況は、別紙 3 のとおり。

ウ プレスリリース・ニュースリリースの発行

必要に応じてリリースを発行した。

(プレスリリース)

6 月 30 日 全国一斉不動産表示登記無料相談会

(ニュースリリース)

8 月 18 日 「おしごと年鑑 2025」への協賛

10 月 6 日 「狭あい道路解消シンポジウム」の開催

エ 取材対応

各種メディアからの取材対応を随時行った。

② 広報イベントへの参画等

ア こども霞が関見学デー

令和 7 年 8 月 7 日 (木)、8 日 (金) に開催された令和 7 年度こども霞が関見学デー (場所：法務省及び各省庁) に民事第二課と協力して参画した。法務省における参加者は、2 日間で 1,566 人 (こども 866 人・引率者 700 人) であった。連合会においては、「測量体験」、「ドローンシミュレーター」、「地面のボタンをさがそう！スタンプラリー」

及び「土地家屋調査士クイズ」等のイベントを開催し、500 人を超える子供たちが参加した。

③ 広報ツールの作成及び活用

ア 日調連パンフレット〔組織案内 2025-2026〕

日調連パンフレット〔組織案内 2025-2026〕を作成した。

イ マンガ小冊子の増刷

マンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」の増刷を行った。また、各土地家屋調査士会からの印刷希望部数を聴取し（令和 7 年 8 月 28 日付け日調連発第 132 号）、連合会の発注分と合わせて 11 月中旬に業者から発送した。なお、例年同様受験専門校にも配布した。



ウ 土地家屋調査士 PR パンフレットの作成

各土地家屋調査士会に土地家屋調査士 PR パンフレット（3 種類）のデータを送信した（令和 7 年 6 月 2 日付け日調連発第 56 号）。なお、同パンフレットのサンプル版の印刷物を作成し、希望があった土地家屋調査士会（36 会）に送付した。

エ おしごと年鑑リーフレット

サンプルとして 10,000 部作成し、各土地家屋調査士会に 10 部参考送付した。今後は、各土地家屋調査士会から必要に応じて個別に追加送付を行っていく。

オ 不織布バックの作成

各種イベント等で資料配布などを行うための不織布バッグを 1,000 部作成した。

カ その他

「地識くん」以外の広報キャラクターを増やすこと等について検討した。

④ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

7 月 31 日を中心とした日程で各土地家屋調査士会に「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を依頼し、当該土地家屋調査士会の実情に応じて実施された。相談会の結果については、今後取りまとめを行い、連合会ウェブサイト内の会員の広場に掲載した。

また、「土地家屋調査士の日」に寄せた会長談話を令和 7 年 7 月 28 日に連合会のウェブサイトへ掲載するとともに、公式 SNS において発信した。

⑤ 受験者の拡大に向けた活動

小・中学生向けに朝日新聞社が発行している「おしごと年鑑」へ土地家屋調査士の仕事などを掲載したほか、13 歳のハローワーク公式サイトでの職業サポーターを継続した。

また、土地家屋調査士会及び受験専門校等の協力を得て、令和 7 年度の土地家屋調査士試験の受験者を対象にアンケートを行った。



なお、令和 6 年度に引き続き受験専門校と打合せを行い、相互協力による取組について随時協議を行った。

⑥ 土地家屋調査士白書の作成

「土地家屋調査士白書 2026」発刊に向けた編集作業を行った。

(2) 各土地家屋調査士会に向けた広報

① 土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有

ア 全国広報担当者会同

「全国広報担当者向けセミナー」（電子会議）を次の日程で開催した。

○ 1 回目 令和 7 年 9 月 4 日（木）[40 会出席]

講義①「広報とは何か、広告と広報の違い」（90 分）＋質疑応答等

○ 2 回目 令和 7 年 9 月 18 日（木）[39 会出席]

講義②「プレスリリースの書き方、配り方」（90 分）＋質疑応答等

講師は、井上岳久氏（井上戦略 PR コンサルティング事務所代表）に依頼している。

② 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供

例年同様、各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会に、寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを実施し（令和 8 年 1 月 26 日付け日調連発第 323 号）、現在取りまとめを行った。取りまとめた資料は、連合会ウェブサイト内の会員の広場に掲載した。

2 会報の編集及び発行

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

(2) 各土地家屋調査士会の情報の集約と共有

(3) 連合会の情報発信

法務省、国土交通省並びに法務局及び地方法務局等の外部に向けた土地家屋調査士に関する情報発信のほか、土地家屋調査士の業務に直接関わる事案や土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象などを掲載した。

また、会報の発行方法に関する検討を行った。

3 情報の収集に関する事項

経済・社会情勢の変化を踏まえ、土地家屋調査士制度に沿った情報収集を行い、会報等に必要な情報を掲載することで、会員への情報提供を強化する対応を行った。

七 社会事業部関係

1 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 法務局地図の作成及び整備

今後の法務局地図作成事業の在り方や土地家屋調査士の関わりの検討において、法務局地図作成等基準点測量作業規程の改定に関し、民事第二課と協議を行った。また、新潟市西区の液状化被害地域における街区境界を構成する筆界点の確認作業についても同課と協議を行った。

法務局地図作成事業に従事する人材の育成を目的とする啓発活動については、令和 7 年度土地家屋調査士新人研修において、法務局地図作成事業の説明を行った。

また、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の担当役員と法務局地図作成事業への対応並びに連合会及び同協会との情報共有について打合せを行った。

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

地籍整備事業に積極的に土地家屋調査士が参画できるよう情報収集を行った。

なお、国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室（以下「地籍整備室」という。）から、土地家屋調査士として、地籍調査、法務局地図作成、不動産登記等に関連する調査・分析等に従事した経験を有し、地籍調査について十分な知識を有する方を同室の任期付職員として採用したいと考えている旨の相談を受け、積極的に対応した。

一方、国土交通大学校から、令和 7 年度専門課程国土調査研修（講義テーマ「境界トラブルの事例」）の講師の派遣依頼があり、土地家屋調査士の専門的知見による講義を行った。

また、地籍整備室から、令和 8 年度から令和 10 年度までの期間を対象とした新たな地籍アドバイザーの推薦の依頼を受け、各ブロック協議会長へ地籍アドバイザーの推薦をお願いし（令和 8 年 1 月 23 日付け日調連発第 322 号）、同年 2 月 16 日に地籍整備室へ推薦した。

2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

(1) ADR に関する情報の収集及び提供

例年実施している ADR 運営報告書の提出を各土地家屋調査士会にお願いした（令和 7 年 5 月 9 日付け日調連発第 23 号）。

なお、同報告書の取りまとめ結果は、各土地家屋調査士会にお知らせした（令和 7 年 12 月 12 日付け日調連発第 264 号）。

また、調停技法に関する e ラーニングコンテンツの作成については、境界問題相談センター千葉（千葉県土地家屋調査士会）が作成した動画教材を e ラーニングコンテンツとして掲載する方向で検討を行った。

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

制度対策本部及び研修部と連携し、ADR 認定土地家屋調査士の将来的在り方に関し検討を行った。

また、ADR 認定土地家屋調査士の更なる活躍の場を広げるために、土地家屋調査士会以外の ADR センターにおける法務大臣指定の可能性について関係機関と協議を行ったところ、大阪の公益社団法人民間総合調停センターが同指定を受けた。

さらに、北海道ブロック協議会内の土地家屋調査士会 ADR センターの統合について、民事第二課と協議を行った。

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携

筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携については、定期的な確認を行うとともに必要な見直しも含め、常に効果的な連携方策が図れるよう民事第二課と協議を行った。

(4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供

オンライン相談・調停の実施に関する支援を行うために、マニュアルの整備に着手した。法務省司法法制部及びその他関係団体との意見交換を行った。

3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

日本司法支援センター（法テラス）本部と打合せを行い、共同して国民に広く情報提供を行っていくことを確認した。

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

(1) 官公署の入札に関する対応

土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないおそれがある事案等の情報を収集・分析するとともに、全国の土地家屋調査士会と協力し、土地家屋調査士法にのっとりた入札及び発注を官公署等に啓発した。

また、国有農地測量・境界確定促進委託事業及び普通財産の払下げ業務等について、関係機関と協議を行った。

(2) 狭あい道路解消の対応

土地家屋調査士会及び関連団体と連携し、狭あい道路解消事業における土地家屋調査士の関与の在り方について検討を行い、令和 7 年 10 月 17 日に仙台市太白区文化センター楽楽（らら）ホール（宮城県仙台市）において狭あい道路解消シンポジウムを開催した。

本シンポジウムでは、宮城県内の地方議員及び自治体職員並びに会員約 350 名が出席し、国土交通省住宅局市街地建築課長をはじめ、各分野の専門家から説明が行われた。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 防災関係の情報収集及び提供

災害時における土地家屋調査士が取り組む社会貢献に関して検討を行った。

また、大規模災害復興支援対策本部と連携し、各土地家屋調査士会が実施する復興支援活動に対する支援の在り方について検討を行った。

(2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項

不動産取引における土地家屋調査士の関与を深めるための方策の一つとして、宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面の記載内容について、制度対策本部及び業務部と連携して検討を行った。

(3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

土地家屋調査士が財産管理人制度へ積極的に参画するため、財産管理人に選任されたときの手引の作成に着手した。

また、境界の確認を目的とする所有者不明土地管理制度において土地家屋調査士の活用を地方裁判所に働き掛けるためのパンフレットの作成に着手した。

6 大規模災害復興支援関係

(1) 令和6年能登半島地震への対応

国土交通省が主催する会議（能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム及び能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチームワーキンググループ）に出席した。

なお、当該会議へ出席するに当たり、民事第二課及び地籍整備室と事前に打合せを行い、対応についての考え方や認識の統一を図った。

また、国土交通省、法務省、石川県、被災市町、専門家で構成する「能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム」において、液状化・側方流動被害を受けた土地の境界再確定の加速化について具体的手法が協議され、土地境界再確定加速化プランが取りまとめられ、本年9月1日に公表されたことを受け、国土交通省及び法務省から連合会への協力に関する依頼文書を受理した。

これを受け、地籍調査事業の短期集中実施に向けた令和8年4月以降、現場での境界立会等を行う土地家屋調査士の確保が必須であり、各土地家屋調査士会へ依頼文書を発出した（令和7年12月11日付け日調連発第259号）。

(2) 災害時における損壊家屋等の公費解体・撤去の促進について

令和7年6月13日に閣議決定された規制改革実施計画を受け、環境省において公費解体に関するマニュアルを作成しており、土地家屋調査士の視点から同省及び民事第二課と打合せを行った。

八 土地家屋調査士総合研究所関係

1 表示登記制度に関する研究

令和 7 年度から令和 8 年度までの期間で日本地籍学会に研究委託を行い、令和 7 年度の研究成果物として諸外国地籍管理動向等を念頭に置いた次の事項について、中間報告又はアブストラクトが提出された。

- (1) 不動産登記法第 14 条第 4 項地図の高精度化により不動産関係ベース・レジストリが参照できる概略境界地図の作成についての課題設定
- (2) リモートセンシングデータによる現況計測と不動産登記法第 14 条第 4 項地図その他地積測量図等の既存資料を参考にした推定筆界による公図の高精度化及び概略境界 (General Boundary) 地図作成手法と可能性についての検証
- (3) CLAS, 現地基準局を利用した RTK 等を利用し地積測量図の筆界点情報等を基にした概略境界地図作成手法についての検証

2 土地家屋調査士制度に関する研究

土地家屋調査士会 ADR について整理及び総括するための研究の足掛かりとして、土地家屋調査士 ADR について意見のある会員を募り、意見交換会を 3 回開催した。

令和 8 年度において当該意見交換会で述べられた意見を精査し、今後の研究の資料となるよう取りまとめを行う予定である。

3 土地家屋調査士業務に関する研究

前期の研究を引き継ぎ、様々な最新技術が土地家屋調査士業務にどのように関連し、どのように将来的な利活用が可能なのかについて、今期は「境界標自動認識による登記所備付地図作成の効率化の検討」というテーマで研究を行っている。

また、前期からの継続である「狭あい道路に関する研究」について、奈良大学の碓井照子名誉教授から提供を受けたデータ（阪神淡路大震災における死亡者の住所の地図データ等）を基に、災害による被害と狭あい道路との関連性についてのデータの取りまとめを行っている。

4 統計に関する事項

各土地家屋調査士会から提出された取扱事件年計報告書総合計表に関するデータを基に、データの抽出・管理・共有を平易に行える仕組みを整備することを目的として、データベースの構築を行った。

5 会長から付託された事項の研究

令和 7 年度においては、会長から付託された事項が無かったことにより、特に行っていない。

6 各部との連携

広報部において作成している「土地家屋調査士白書 2026」への資料提供など、各部の事業との連携に努めた。

7 地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 日本地籍学会との連携

令和 7 年 4 月 1 日に前身である地籍問題研究会から日本地籍学会へと組織が変更され、引き続き連合会から複数の役員が同学会の役員に就任している。表示登記制度に関する研究の委託及び同学会の定時総会へ出席するなどして情報共有を図った。

(2) 日本登記法学会との連携

土地家屋調査士総合研究所担当役員が日本登記法学会の役員に就任しており、「登記」という枠組みの中で関連する分野も多いことから、同学会の研究大会に出席するなどして情報収集等を行った。

(3) 関連学術団体との研究交流

7(1) 及び(2)以外の関連学術団体との令和 7 年度における研究交流については、特に行っていない。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 20 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

(1) 法務大臣の指定

土地家屋調査士法施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき行う法務大臣への指定申請について、令和 7 年 5 月 7 日に法務大臣に申請書を提出し、同年 6 月 17 日付けで指定を受けた（「官報」令和 7 年 6 月 17 日、本紙（第 1487 号）〔法務省告示第九十九号〕掲載）。

(2) 特別研修の実施

基礎研修、グループ研修、集合研修・総合講義については、全区分合計 114 名（受講者内訳：新規・再受講 105 名、聴講・再考査 9 名）の受講者を対象として、令和 7 年 6 月 30 日から同年 9 月 6 日までの約 2 か月にわたって実施し、107 名が考査を受講した（受検者内訳：新規・再受講 102 名、聴講・再考査 5 名）。

<第 20 回実施概要>

基礎研修 令和 7 年 6 月 30 日（月）～7 月 13 日（日） （e ラーニング）

ガイダンス	令和 7 年 7 月 22 日（火）	（電子会議）
グループ研修	令和 7 年 7 月 22 日（火）～8 月 21 日（木）	（27 グループ）
集合研修・総合講義	令和 7 年 8 月 22 日（金）～24 日（日）	（全国 5 会場）
考査	令和 7 年 9 月 6 日（土）	（全国 4 会場）

(3) 実施に係る助成

特別研修の実施に係る助成金について、令和 7 年 6 月 27 日に各ブロック協議会へ送金した（令和 7 年 6 月 26 日付け日調連研発第 20 号）。

(4) 土地家屋調査士特別研修過去問集

第 20 回土地家屋調査士特別研修の受講者を対象として土地家屋調査士特別研修過去問集を作成し、各土地家屋調査士会に送付した（令和 7 年 6 月 30 日付け日調連発第 81 号）。

(5) 令和 7 年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力の認定

令和 7 年 11 月 13 日付け官報 1588 号〔官庁報告〕において、令和 7 年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告がされた。

また、同認定の発表は、令和 8 年 3 月 16 日付けで法務省ウェブサイト並びに各法務局及び各地方方法務局において公表され、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和 7 年 3 月 17 日に 86 名が同 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けた（受講者 107 名、認定率 80.04%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は、累計 7,119 名となった（令和 8 年 3 月 16 日現在）。

2 第 21 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

第 21 回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成金及びカリキュラムについて、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した（令和 7 年 11 月 12 日付け日調連発第 224 号）。

また、基礎研修は、前回同様に e ラーニングの事前視聴による研修の実施方法を予定している。

(1) 実施日程

＜実施予定＞

基礎研修	令和 8 年 6 月 24 日（水）～7 月 8 日（水）※e ラーニング
ガイダンス	令和 8 年 7 月 22 日（水）※電子会議
グループ研修	令和 8 年 7 月 22 日（水）～8 月 18 日（火）
集合研修・総合講義	令和 8 年 8 月 21 日（金）～23 日（日）
考査	令和 8 年 9 月 5 日（土）

(2) 実施会場

第 20 回に引き続き、あらかじめ会場を設置する地域を受講者に示した形で会場設置を行う予定であり、各ブロック協議会長（各土地家屋調査士会長）へ会場確保の依頼を行った（令和 7 年 11 月 12 日付け日調連発第 225 号）。

① 基礎研修

基礎研修は、e ラーニングによる研修のため、会場は設けない。

② 集合研修・総合講義及び考査

会場	受講者の所属するブロック協議会	
	集合・総合（6 会場）	考査（4 会場）
東京	関東（2 会場）	関東
大阪・兵庫	近畿・四国 ※会場：兵庫	近畿・中部・四国 ※会場：大阪
愛知	中部	—
福岡	中国・九州	中国・九州
宮城	東北・北海道	東北・北海道

(3) 受講者募集

各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ第 21 回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について通知した（令和 7 年 12 月 25 日付け日調連発第 286 号）。